

四日市市上下水道局告示第11号

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年2月23日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成19年上下水道局告示第17号）の一部を次のように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(用語の定義)</p> <p>第2条</p> <p>(1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽で、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD <math>20 \text{ mg/L}</math>（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。ただし、10人以下の浄化槽にあつては、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合するものをいう。</p> <p>(2) 高度処理型浄化槽 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽又はBOD除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽で、次の</p> | <p>(用語の定義)</p> <p>第2条</p> <p>(1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽で、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD <math>20 \text{ mg/L}</math>（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。ただし、10人以下の浄化槽にあつては、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合するものをいう。</p> <p>(2) 高度処理型浄化槽 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽又はBOD除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽で、次の</p> |

いずれかに該当するものであること。

(ア) 窒素又は磷除去型 放流水の  
総窒素濃度が  $20 \text{ mg/L}$  以下又は  
総磷濃度が  $1 \text{ mg/L}$  以下の機能を  
有するもの

(イ) BOD除去型 BOD除去率  $97\%$   
以上かつ放流水の  $\text{BOD } 5 \text{ mg/L}$  (日  
間平均値) 以下の機能を有するもの

(5) 専用住宅等 自己の居住の用に供  
する建物又は延べ面積の  $\frac{1}{2}$  以  
上を自己の居住の用に供し、非住宅部  
分の床面積が  $50 \text{ m}^2$  以下の建物をい  
う。

(補助対象区域)

第3条 補助対象区域は、次に掲げる四日  
市市内とする。

(1) 以下の区域 (以下「下水道事業計画  
区域」という。) 以外の区域

(ア) から (ウ) まで (略)

(エ) コミュニティ・プラント処理区域

(交付の対象)

第5条 (略)

2 (略)

(2) 販売の目的で補助対象浄化槽付建  
築物を新築し又は改築する者 (以下「建  
築者」という。)。ただし、当該建築物  
を 居住する目的で購入した者 (以下「購  
入者」という。) が、建物の登記をする  
前に交付申請をする場合はこの限りで

いずれかに該当するものであること。

(ア) 窒素又は磷除去型 放流水の  
総窒素濃度が  $20 \text{ mg/L}$  以下又は  
総磷濃度が  $1 \text{ mg/L}$  以下の機能を  
有するもの

(イ) BOD除去型 BOD除去率  $97\%$   
パーセント 以上かつ放流水の  $\text{BOD } 5 \text{ mg}$   
 $/\text{L}$  (日間平均値) 以下の機能を有  
するもの

(5) 専用住宅等 自己の居住の用に供  
する建物又は延べ面積の  $\frac{1}{2}$  以  
上を自己の居住の用に供し、非住宅部  
分の床面積が  $50 \text{ 平方メートル}$  以下  
の建物をいう。

(補助対象区域)

第3条 補助対象区域は、次に掲げる四日  
市市内とする。

(1) 以下の区域 (以下「下水道事業計画  
区域」という。) 以外の区域

(ア) から (ウ) まで (略)

(エ) 地域し尿処理施設事業区域

(交付の対象)

第5条 (略)

2 (略)

(2) 販売の目的で補助対象浄化槽付建  
築物を新築し又は改築する者 (以下「建  
築者」という。)。ただし、当該建築物  
を 購入した者 (以下「購入者」という。)  
は、建築者に代わり補助金交付の対象者  
となることができる。

ない。

(3) (略)

3 (略)

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、工事着工までに四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

(1)から(5)まで (略)

(6) 公共下水道接続確約書 (第7号様式)(以下「接続確約書」という)(7年区域に限る。)

(7) 浄化槽法定検査受付書の写し

2から4まで (略)

5 建築者は、浄化槽設置工事完了後速やかに工事完成報告書(第5号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

(1)から(6)まで (略)

(7) 転換の場合、浄化槽の配管を示す写真

(8) (略)

6 購入者は、速やかに申請書に接続確約書 (7年区域に限る。) 及び売買契約書の写しを添付して、管理者に提出しなければならない。

(3) (略)

3 (略)

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、工事着工までに四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。ただし、第6号に規定する書類については、7年区域に補助対象浄化槽を設置する者に限る。

(1)から(5)まで (略)

(6) 公共下水道接続確約書 (公共下水道事業計画区域に限る。)

(7) 浄化槽法定検査依頼書の写し

2から4まで (略)

5 建築者は、浄化槽設置工事完了後速やかに工事完成報告書(第5号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

(1)から(6)まで (略)

(7) (略)

6 購入者は、速やかに申請書に接続確約書 (事業計画区域に限る。) 及び売買契約書の写しを添付して、管理者に提出しなければならない。

7 7年区域に補助対象浄化槽の設置をしようとする者又は建築物の購入者は、四日市市公共下水道条例施行規程（平成17年四日市市上下水道局管理規程第2号）第13条の規定により、排水設備の設置に関して接続確約書を提出しななければならない。

8 第5条第3項の規定による転換補助金を受けようとする者は、合併処理浄化槽設置整備事業転換補助金適用申請書（第8号様式）に次の各号に掲げる書類を第1項に規定する申請書に添付しななければならない。

(1)から(3)まで（略）

（実績報告）

第10条 補助対象浄化槽を設置する補助対象者は、浄化槽の設置工事完了後、速やかに四日市市合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）第12号様式の1（新築・増築・改造の場合）に次の各号に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

(1) 第7条第5項第1号から第8号に規定する書類

(2)から(5)まで（略）

2 補助対象者となった購入者は、建物の登記が完了したら速やかに実績報告書（第12号様式の2（建売住宅の場合））に次の各号に掲げる書類を添付して、管

7 下水道事業計画区域に補助対象浄化槽の設置をしようとする者又は建築物の購入者は、四日市市公共下水道条例施行規程（平成17年四日市市上下水道局管理規程第2号）第13条の規定により、排水設備を接続するため、公共下水道接続確約書（第7号様式）を提出しななければならない。

8 第3条第3項の規定による転換補助金を受けようとする者は、合併処理浄化槽設置整備事業転換補助金適用申請書（第8号様式）に次の各号に掲げる書類を第1項に規定する申請書に添付しななければならない。

(1)から(3)まで（略）

（実績報告）

第10条 補助対象者は、浄化槽の設置工事完了後1箇月以内に四日市市合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書（第12号様式の1（新築・増築・改造の場合）又は第12号様式の2（建売住宅の場合）。以下「実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

(1) 第7条第5項第1号から第7号に規定する書類

(2)から(5)まで（略）

2 購入者は、実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付して、管理者に提出しななければならない。

理者に提出しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

附 則

(有効期限)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

(1)から(3)まで (略)

附 則

(有効期限)

2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

第5号様式及び第6号様式を次のように改正する。

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

住所 \_\_\_\_\_

建 築 者

氏名 \_\_\_\_\_ 印

### 工 事 完 成 報 告 書

年 月 日付け 第 号で設置補助についての回答を受けた合併処理浄化槽設置工事が完了したので、下記のとおり報告します。

記

工事完了年月日 年 月 日

[添付書類]

1. 浄化槽設置工事の状況

- (1) 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
- (2) 基礎工事の状況を示す写真
- (3) 据付工事の状況を示す写真
- (4) かさ上げの状況を示す写真
- (5) 浄化槽の型式が確認できる写真
- (6) 完成写真
- (7) 転換の場合、浄化槽の配管を示す写真

2. 設置工事現場の確認を証する書類（チェックリスト）

第6号様式（第7条関係）

（別表）チェックリスト

| 検 査 項 目  | チ ェ ッ ク の ポ イ ン ト                       | 欄 |
|--|---|---|
| 1. 流入管、放流管等の勾配   | 汚物や汚水の停滞がないか。                           |   |
| 2. 放流先の状況  | 放流口と放流水路の水位差は適切か、逆流しないか。                |   |
| 3. 誤接合等の有無   | 生活排水が全て接続されているか。                        |   |
|  | 雨水や工場排水等が流入していないか。                      |   |
| 4. 弁の位置及び種類  | 起点、屈曲点、合流点や一定間隔毎の弁設置は適切か。               |   |
| 5. 各種配管等の状況  | 管の露出等により変形、破損のおそれはないか。転換の場合、浄化槽の配管を示す写真 |   |
| 6. かさ上げの状況   | バルブの操作などの維持管理を容易に行えるか。                  |   |
| 7. 浄化槽本体の上部及びその周辺状況  | 保守点検、清掃が困難な場所に設置されていないか。                |   |
|  | 保守点検、清掃が支障となるものがおかれていないか                |   |
|  | コンクリートスラブが打たれているか。                      |   |
| 8. 漏水の有無   | 漏水が生じていないか。                             |   |
| 9. 浄化槽本体の水平状況  | 水平が保たれているか。                             |   |
| 10. 接触材等の変形、破損、固定の状況   | ろ材又は接触材等に変形や破損はないか。                     |   |
| 11. ばっ気装置、逆洗装置、汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況                                | 各装置に変形や破損はないか。                          |   |
|  | しっかり固定されているか。                           |   |
|  | 空気の出方や水流に片寄りはないか。                       |   |
| 12. 消毒装置の変形、破損、固定の状況   | 消毒装置に変形や破損はないか。                         |   |
|  | しっかり固定されているか。                           |   |
|  | 薬剤筒は傾いていないか。                            |   |
| 13. ポンプ設備（流入ポンプ、放流ポンプ等）の設置、稼働状況                                      | ポンプますに変形や破損はないか。                        |   |
|  | ポンプますに漏水のおそれはないか。                       |   |
|  | ポンプが2台以上設置されているか。                       |   |
|  | 設計どおりの能力のポンプが設置されているか。                  |   |
|  | ポンプの固定が十分行われているか。                       |   |
|  | ポンプの取り外しが可能か。                           |   |
| 14. ブローターの設置、稼働状況  | ポンプ、配管等がレベルスイッチの稼働を妨げないか。               |   |
|  | 防振対策がなされているか。                           |   |
|  | 固定が十分行われているか。                           |   |
|  | アースはなされているか。                            |   |
|  | 漏電のおそれはないか。                             |   |
| 上記のとおり確認したことを証します。<br>年 月 日<br>浄化槽設備士氏名<br><br>(浄化槽設備士免状の番号又は修了番号: ) |   | 印 |

第12号様式の1を次のように改める。

四日市市上下水道事業管理者

補助対象者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
(TEL)( )-( )-( )

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書

年 月 日付け 第 号-2 で交付決定の通知を受けた四日市市合併  
処理浄化槽設置整備事業が完了したので、下記のとおり報告します。

また、当該浄化槽については、浄化槽法第 7 条及び第 1 1 条の規定により、法定検査を受け  
ます。

記

- 1 補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円  
2 事業完了年月日 年 月 日

[添付書類]

- 1 浄化槽設置工事の状況を示す写真
  - (1) 浄化槽設置整備士が実地に監督していることを証する写真
  - (2) 基礎工事の状況を示す写真
  - (3) 据付工事の状況を示す写真
  - (4) かさ上げの状況を示す写真
  - (5) 浄化槽の型式が確認できる写真
  - (6) 完成写真
  - (7) 転換の場合、浄化槽の配管を示す写真
- 2 設置工事現場の確認を証する書類 (チェックリスト)
- 3 浄化槽保守点検業者との委託契約書の写し  
及び浄化槽清掃業者との維持管理業務依頼書 (市町村用)
- 4 債権者登録申出兼口座振込申出書
- 5 住民票 (閲覧同意書可)

附 則

この要綱は、平成28年3月28日から施行する。

(上下水道局管理部生活排水課)